

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(廃棄物対策課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(三件)	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○保安林の指定施設要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○土地区画整理組合の定款変更の認可	(同)	四
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(生涯学習課)	一五

教育委員会

○教育委員会定例会の開催
選挙管理委員会

○政治団体の届出	一六
○政治団体の届出事項の異動届	一六
○政治団体の解散届	一七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)	一八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)	一八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)	一八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)	一九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)	二二
○資金管理団体の届出	二三
○資金管理団体の届出事項の異動届	二四
○資金管理団体の指定取消等の届出	二四
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体	二四
○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正	二四
○不在者投票を管理すべき施設の指定等	二五

告 示

○宮城県告示第二百七十一号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
令和六年四月十九日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
1 名称 株式会社BWM
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 2 所在地 宮城県仙台市青葉区大町二丁目十番十四号
- 3 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 博
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目三番十七
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
がれき類等の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

五 申請年月日
令和六年三月二十五日

六 縦覧場所等

- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- 2 縦覧期間 令和六年四月十九日から令和六年五月二十日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

- 1 提出期限 令和六年六月三日
- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年三月十四日次の者を指定した。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
萩原 嘉廣	整形外科	公益財団法人宮城厚生協会 坂	塩竈市錦町十六番五号
辻 薫菜子	内科	医療法人社団やまと 宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目五番十七号

○宮城県告示第二百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、宮城県障害者福祉センターの使用に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十八日次のとおり委託した。
令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

二 委託期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、宮城県障害者総合体育センターの使用に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十八日次のとおり委託した。
令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

二 委託期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、宮城県船形町の使用に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十七日次のとおり委託した。
令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇七〇〇八一九	事業所の名称及び所在地 就労継続支援B型事業所 Cocomi r a N a v i 名取市本郷字焼野一 五七―五	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 合同会社Cocomira	指定年月日 令和六年四月一日
---------------------	--	---------------------------	----------------------	-------------------

○宮城県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

（二）主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八條第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和六年四月十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名
株式会社山一地所
渡部 洋平

主たる営業所の所在地
仙台市泉区泉中央二丁目十六番五号

（建設業許可番号）
（宮城県知事許可）
特一四
第一万三千八百七号

三 処分の内容

法第二十八條第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事以外に係るもの

2 営業停止期間

令和六年五月三日から五月二十四日までの二十二日間

四 処分の原因となった事実

株式会社山一地所は、女川町大道共同住宅新築工事ほか一件の工事において、法第二十六條第二項の規定に違反し、監理技術者の資格要件を満たさない者を現場に配置していた。

このことは、法第二十八條第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第二百七十九号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

二 事務所所在地

富谷市明石台二丁目二十二番地十

三 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十日

四 変更の内容

事務所所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、富谷市明石台二丁目二十二番地十に置く。

（変更後）第五条 この組合の事務所は、富谷市明石台七丁目一番地三に置く。

五 変更認可の年月日

令和六年四月十五日

○宮城県告示第二百八十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和六年四月十二日	伊藤 千一	二級建築士	第一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 新六	二級建築士	第十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐々木 茂	二級建築士	第四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	菅原 毅	二級建築士	第二百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	曾部 栄藏	二級建築士	第二百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	三佐藤 男登	二級建築士	第二百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	士棚橋 喜代	二級建築士	第二百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅野 梅治	二級建築士	第二百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 長吉	二級建築士	第二百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	豊田 正人	二級建築士	第二百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎畠山 栄三	二級建築士	第九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	加藤 源藏	二級建築士	第八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎高橋 長次	二級建築士	第八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 芳夫	二級建築士	第八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吉野 善作	二級建築士	第八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 勇	二級建築士	第六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	治郎 五十嵐 徳	二級建築士	第四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	市上遠野 彦	二級建築士	第二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	板垣 正藏	二級建築士	第二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	日下一	二級建築士	第二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	村上 正三	二級建築士	第十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	武田 金石	二級建築士	第十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 義美	二級建築士	第十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	錦戸 春雄	二級建築士	第四百八十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	太田 行男	二級建築士	第四百七十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	進 嶋山 徳之	二級建築士	第四百五十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	寺崎 栄治	二級建築士	第四百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小形 政次	二級建築士	第四百十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅原 重男	二級建築士	第四百十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 廣	二級建築士	第四百六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	安藤 哲雄	二級建築士	第四百二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	弥 間根山 啓	二級建築士	第三百九十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 勝雄	二級建築士	第三百八十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	助 鈴木 敬之	二級建築士	第三百七十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	横山 兵衛	二級建築士	第三百六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	木村 正美	二級建築士	第三百五十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小池 光一	二級建築士	第三百四十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 文一	二級建築士	第三百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小松 武雄	二級建築士	第三百三十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	和泉 清助	二級建築士	第三百二十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	広田 勇藏	二級建築士	第三百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 丑造	二級建築士	第三百九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 敏男	二級建築士	第三百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	松本 茂	二級建築士	第七百二十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 光衛	二級建築士	第七百二十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大友 一男	二級建築士	第七百二十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	千田 清重	二級建築士	第六百九十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	土屋 末吉	二級建築士	第六百七十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 誠	二級建築士	第六百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大津 忠雄	二級建築士	第六百四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 清一	二級建築士	第六百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山添 通夫	二級建築士	第六百十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	森 彌惣太	二級建築士	第六百五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 三塚 清一	二級建築士	第六百号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 運平	二級建築士	第五百九十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	阿部 正	二級建築士	第五百九十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	阿部 正藏	二級建築士	第五百八十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	馬場 勇	二級建築士	第五百八十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	千葉 健吾	二級建築士	第五百三十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 佐藤 新太	二級建築士	第五百二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	水井 忠雄	二級建築士	第五百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	櫻井 清五	二級建築士	第五百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	阿部 静雄	二級建築士	第四百九十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	後藤 芳助	二級建築士	第一千十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 延次	二級建築士	第一千十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	皆川 石寿	二級建築士	第一千八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	石川 彦三	二級建築士	第九百五十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	長堀 貞慶	二級建築士	第九百五十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	加藤 敏雄	二級建築士	第九百三十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小野寺 清	二級建築士	第九百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 菊藏	二級建築士	第九百七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	千葉 傑	二級建築士	第八百九十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大和田 豊	二級建築士	第八百七十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	六戸 萬七	二級建築士	第八百五十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 與平	二級建築士	第八百四十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 一男	二級建築士	第八百十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 末治	二級建築士	第八百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 六三	二級建築士	第八百十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吾妻 徳郎	二級建築士	第七百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	金子 利雄	二級建築士	第七百七十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 長三	二級建築士	第七百六十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	金野 善男	二級建築士	第七百五十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小澤 才一	二級建築士	第七百三十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	高橋 一良	二級建築士	第一千二百六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	二俣 武夫	二級建築士	第一千二百六十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	川村 泰二	二級建築士	第一千二百四十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	青木 喜藏	二級建築士	第一千二百四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	北村 幸作	二級建築士	第一千二百四十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小平 文一	二級建築士	第一千二百三十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吉田 金治	二級建築士	第一千二百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 正	二級建築士	第一千二百二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	水戸 金雄	二級建築士	第一千二百二十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 正二	二級建築士	第一千二百二十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	宮田 秀雄	二級建築士	第一千二百一十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	熊谷 徳一	二級建築士	第一千二百一十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	一 佐久間 正	二級建築士	第一千二百九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	早坂 梅藏	二級建築士	第一千零七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	太田 正二	二級建築士	第一千零七十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	早坂 今朝	二級建築士	第一千零六十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大和 正	二級建築士	第一千零四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	一 黄川田 清	二級建築士	第一千零四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 誠一	二級建築士	第一千零二十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	齊藤 栄治	二級建築士	第一千零二十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	片岡 武雄	二級建築士	第千五百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菊田 忠男	二級建築士	第千五百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	玉川 武男	二級建築士	第千四百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	三野宮 義壽	二級建築士	第千四百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	三浦 敏夫	二級建築士	第千四百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 彰	二級建築士	第千四百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山本 亥三郎	二級建築士	第千三百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 正治	二級建築士	第千三百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吉田 誠	二級建築士	第千三百八十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高田 喜雄	二級建築士	第千三百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小山 伸郎	二級建築士	第千三百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 常雄	二級建築士	第千三百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	相澤 芳一郎	二級建築士	第千三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大木 逸平	二級建築士	第千三百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山田 清	二級建築士	第千三百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	沼田 豊治	二級建築士	第千三百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	手島 栄四郎	二級建築士	第千三百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	畠山 馨	二級建築士	第千二百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	三浦 忠夫	二級建築士	第千二百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐々木 盛雄	二級建築士	第千二百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	渡辺 勝夫	二級建築士	第千二百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	後藤 常治	二級建築士	第千九百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	浜 勝夫	二級建築士	第千九百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	梶原 文之助	二級建築士	第千八百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	寺沢 芳弥	二級建築士	第千八百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	平塚 清夫	二級建築士	第千八百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大友 英一	二級建築士	第千八百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅原 一郎	二級建築士	第千八百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	末永 福治	二級建築士	第千七百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	金本 欽吾	二級建築士	第千七百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊辺 一男	二級建築士	第千七百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	木村 磨	二級建築士	第千六百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吉 佐藤 今朝	二級建築士	第千六百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	坂元 八郎	二級建築士	第千六百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小窪 忠藏	二級建築士	第千六百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	千葉 菊三郎	二級建築士	第千六百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	南雲 茂三郎	二級建築士	第千五百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	安藤 栄	二級建築士	第千五百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菊池 米治	二級建築士	第千五百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 惣治	二級建築士	第千五百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	武田 耕平	二級建築士	第二千四百四十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小原 道志	二級建築士	第二千三百三十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	福原 健次	二級建築士	第二千三百三十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	加藤 清作	二級建築士	第二千三百三十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	澁谷 忠兵	二級建築士	第二千二百二十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山口 友之	二級建築士	第二千二百二十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小杉 國治	二級建築士	第二千二百二十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	中平 福治	二級建築士	第二千一百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 庄造	二級建築士	第二千一百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 初吉	二級建築士	第二千一百二十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	尾形 幸平	二級建築士	第二千一百七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 貞良	二級建築士	第二千八十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	二瓶 清實	二級建築士	第二千七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	石川 貞吉	二級建築士	第二千五十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	原 好	二級建築士	第二千五十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 研	二級建築士	第二千五十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	手島 治男	二級建築士	第二千四十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 久一	二級建築士	第二千三十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	遠藤 數馬	二級建築士	第二千三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	庄司 周造	二級建築士	第二千二十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	遠藤 正	二級建築士	第二千三百三十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 藤太	二級建築士	第二千三百三十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	早坂 沆	二級建築士	第二千二百七十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	五十嵐 文	二級建築士	第二千二百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 仙助	二級建築士	第二千二百七十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	和野 幸右	二級建築士	第二千二百六十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	一條 敬一	二級建築士	第二千二百三十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	齋藤 冷治	二級建築士	第二千二百三十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	門田 謙二	二級建築士	第二千二百三十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	龜山 久雄	二級建築士	第二千二百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山戸田 銀藏	二級建築士	第二千二百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	遠藤 鉄郎	二級建築士	第二千二百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅原 里治	二級建築士	第二千二百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小林 喜夫	二級建築士	第二千九十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 長治	二級建築士	第二千八百八十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 新治	二級建築士	第二千七百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菱沼 猪太	二級建築士	第二千七百七十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	根本 勝行	二級建築士	第二千六百六十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	万代 靜	二級建築士	第二千六百六十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	荒井 日本	二級建築士	第二千四百四十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	横山 勝雄	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	松山 幸三	二級建築士	第五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	青木 琢	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小室 孝一	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎村上 良太	二級建築士	第二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	今野 金治	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎菊田 信治	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 勇	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	西城 新作	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大槻 栄六	二級建築士	第二千四百十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	長治 勅使河原	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	櫻井 甚六	二級建築士	七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 七郎	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 松吉	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	星 安幸	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎庄司 菊次	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎山形 利治	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 秀雄	二級建築士	第三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	松谷 竹次	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	穴戸 栄吉	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	遠藤 謙造	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	武田 明	二級建築士	第四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	今野 良造	二級建築士	一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大里 善三	二級建築士	第五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	下田 安治	二級建築士	第四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	庄司 惣吉	二級建築士	七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 正一	二級建築士	第五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	石堂 岩雄	二級建築士	第二千六百八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 要作	二級建築士	第二千六百七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	浅野 武志	二級建築士	第二千六百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	進 米之	二級建築士	号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 勝治	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	遠藤 忠勝	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 新作	二級建築士	第二千五百七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 新六	二級建築士	第二千五百四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小幡 珍藏	二級建築士	第二千五百号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	和泉 清師	二級建築士	第三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 徳雄	二級建築士	第二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菊田 幸基	二級建築士	一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小林 源吉	二級建築士	第六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年四月十二日	本田 儀悦	二級建築士	第二千八百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	植村 芳男	二級建築士	第二千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	河野 源藏	二級建築士	第二千八百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	八島 栄之丞	二級建築士	第二千八百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	齋 武一	二級建築士	第二千八百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 佐藤 萬二	二級建築士	第二千八百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	嶺岸 冬吉	二級建築士	第二千八百六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	庄子 秀雄	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	笠原 穰吉	二級建築士	第二千七百六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 三雄	二級建築士	第二千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	男 佐々木 清	二級建築士	第二千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 佐藤 芳太	二級建築士	第二千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 牧田 勝太	二級建築士	第二千七百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 重七	二級建築士	第二千七百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	春日 安雄	二級建築士	第二千七百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	治 小野寺 正	二級建築士	第二千七百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 菊田 喜三	二級建築士	第二千七百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菊田 春雄	二級建築士	第二千七百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅原 正二	二級建築士	第二千六百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	宮崎 菊松	二級建築士	第二千六百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	大町 勇治	二級建築士	第三千二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	庄司 金雄	二級建築士	第三千十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	遊佐 金治	二級建築士	第三千九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	庄子 今朝	二級建築士	第三千一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	松根 俊一	二級建築士	第二千九百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	清野 清	二級建築士	第二千九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 正二	二級建築士	第二千九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	則 小野寺 千	二級建築士	第二千九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小野寺 清	二級建築士	第二千九百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	岩本 留七	二級建築士	第二千九百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 三男	二級建築士	第二千九百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 友三	二級建築士	第二千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	山田 吉六	二級建築士	第二千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	土生 留治	二級建築士	第二千九百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 安雄	二級建築士	第二千九百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 安治	二級建築士	第二千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	伊藤 一	二級建築士	第二千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	郎 芳賀 新三	二級建築士	第二千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	猪野 忠治	二級建築士	第二千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	須賀 三男	二級建築士	第二千八百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	和泉 勲	二級建築士	第三千三百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大宮 連藏	二級建築士	第三千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	阿部 定吉	二級建築士	第三千二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	赤間 正末	二級建築士	第三千二百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小島 正	二級建築士	第三千二百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	尾形 平治	二級建築士	第三千二百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 登	二級建築士	第三千二百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	吉田 淳太	二級建築士	第三千二百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	木村 林藏	二級建築士	第三千二百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	中名生 長	二級建築士	第三千八百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小松 正雄	二級建築士	第三千七百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐々木 巖	二級建築士	第三千七百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 文藏	二級建築士	第三千六百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 忠	二級建築士	第三千六百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	芳賀 国雄	二級建築士	第三千五百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 勘作	二級建築士	第三千四百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 正治	二級建築士	第三千四百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	赤間 春藏	二級建築士	第三千四百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 重六	二級建築士	第三千二百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	瀬戸 常治	二級建築士	第三千七百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	角田 勝夫	二級建築士	第三千九百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	松浦 善記	二級建築士	第三千九百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	日名 守三	二級建築士	第三千九百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小田 清	二級建築士	第三千八百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	丹野 善平	二級建築士	第三千七百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	小原 興之	二級建築士	第三千七百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大和田 弘	二級建築士	第三千七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	今野 松吉	二級建築士	第三千七百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	尾形 直義	二級建築士	第三千七百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	及川 寛	二級建築士	第三千六百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高橋 健吉	二級建築士	第三千六百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	八島 徳三	二級建築士	第三千六百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	高木 末次	二級建築士	第三千四百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大沼 喜九	二級建築士	第三千四百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 昇一	二級建築士	第三千四百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	南 廣司	二級建築士	第三千四百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐藤 徳雄	二級建築士	第三千四百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	三浦 與次	二級建築士	第三千三百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	遠藤 巖	二級建築士	第三千三百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 勝雄	二級建築士	第三千三百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年四月十二日	福田 勝見	二級建築士	第三千九百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	大場 一男	二級建築士	第四千三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	太田 正	二級建築士	第四千三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鳥羽 喜市	二級建築士	第四千百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	松田 正	二級建築士	第四千百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	斎 健吉	二級建築士	第四千百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	菅原 宏吉	二級建築士	第四千百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	渡辺 清美	二級建築士	第四千五百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	戸村 栄助	二級建築士	第四千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	馬場 光雄	二級建築士	第四千四百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	森 盛夫	二級建築士	第五千三百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐々木 八三郎	二級建築士	第五千六百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	秋葉 広雄	二級建築士	第五千七百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	鈴木 康雄	二級建築士	第六千二百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	谷垣 博	二級建築士	第八千五百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年四月十二日	佐々間 修	二級建築士	第一万七千七百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市北方土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年四月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳洋

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年四月四日	石森 孝行	石巻市桃生町櫻崎字高附七十番地一	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年二月二十二日	木村 勘逸	石巻市桃生町太田字溜畑二十番地	監事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二一三百十	令和六年四月一日
センター薬局	名取市小山二丁目二一四十三	令和六年四月一日
若柳中央薬局	栗原市若柳字川北古川百二十二一	令和六年四月一日
アイン薬局村田店	柴田郡村田町大字村田字反町八十二一	令和六年四月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	やまと訪問看護ステーション	所在地	登米市迫町佐沼字南元丁七十二
変更後	やまと訪問看護ステーション	所在地	登米市迫町佐沼字錦百七十

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	担当する医療の種類	所在地	辞退年月日
イオン薬局石巻駅前店	調剤	石巻市穀町四一	令和六年二月十日
アイン薬局村田店	調剤	柴田郡村田町大字村田字西六十二	令和六年二月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 万能試験機ほか 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和七年三月二十一日（金）
- 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目2番地）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和六年五月十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 大畑 美如 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年五月十日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年五月十日（金）午前九時から令和六年五月二十日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を

受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年五月二十日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年五月二十三日（木）午前九時から令和六年五月二十八日（火）午後五時

まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 令和六年五月二十八日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和六年五月二十九日（水）午前十時 宮城県庁行政舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Universal testing machine (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 21, 2025 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Industrial Technology Institute

4 Deadline for Bid Submission : May 28, 2024 (Tue), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Miyuki Ohata, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 キョウワプロテック株式会社仙台事業所 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号

五 落札金額 三千二百九十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館電力需給 年間約二百三十三万八千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都府京都市南区東九条室町二十三

五 落札金額 七千三百二十五万八千八百五十九円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月十六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年四月十九日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一 日時 令和六年四月二十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会臨時委員の人事について

第二号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第三号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
 六 問い合わせ先
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二二一三六二一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第四十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
 令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
柳沢つよし後援会	柳沢 剛	小野寺久美	名取市植松	衆議院議員	衆議院議員	令和六年三月七日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
昊明会	男席八千代	男席トメ子	気仙沼市松崎高谷一八四一九	令和六年三月十四日
今野しんすけ後援会	今野 慎介	今野 義正	名取市関上西二二二二三	令和六年三月二十二日
佐口健二後援会	佐口 健二	佐藤 博信	柴田郡川崎町大字支倉字宿一三三二	令和六年三月十三日
またた善次後援会	三明 堅	天野 信信	柴田郡川崎町支倉台一〇一〇一九	令和六年一月二十五日

〇宮選管告示第四十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	届出年月日
自由民主党築館支部	大場 一豊	栗原市築館字上 高森五三〇一	令和六年三月十日
自由民主党宮城県遊技産業支部	新井 憲幸	仙台市青葉区福沢町三三三三	令和六年三月一日
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	櫻井 充	仙台市太白区西中田五二七二	令和六年三月一日
日本維新の会衆議院宮城県第一選挙区支部	高橋 浩司	仙台市青葉区木町通一〇一〇三二	令和六年二月二十日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	届出年月日
浅野育朗後援会	浅野テルヨ	佐藤真由美	令和六年二月十日
未来の町を創る会	佐藤 将	川畑 裕哉	令和六年三月二十五日
石巻福祉環境政策研究会	浅野 高浩	浅野 高浩	令和五年十月二十七日
伊藤雅一後援会	伊藤 徳雄	伊藤 徳雄	令和五年四月一日
猪股洋文後援会	大山 匡	伊藤 栄造	令和六年二月十八日
MSS政策研究会	西村 絢希	西村 絢希	令和五年十一月十日
輝く未来の会	生出泉太郎	村岡 玲子	令和六年

宮城県木材産業政治連盟	佐藤 豊彦	佐藤 行弘	佐藤 好昭	令和五年六月一日
三浦ななみ後援会	三浦 奈名美	仙台市若林区連五ヶ小路一五一ノ町五一二	仙台市若林区弓ノ町五一二	令和五年八月一日
まはた善次後援会	三 明 堅	柴田郡川崎町支倉台一三	柴田郡川崎町支倉台一三	令和六年二月十三日
まはた善次後援会	三 明 堅	天野 愷信	中鉢 強	令和六年一月二十二日
堀籠日出子後援会	中川 和弘	堀籠 浩幸	佐藤 等	令和六年三月九日
福田ようすけ後援会	福 田 陽輔	仙台市泉区長命ヶ丘二一四	仙台市泉区西中山二一八	令和六年三月十一日
馬場よしかつ後援会	横 田 隆雄	横 田 隆雄	佐藤 虎一	令和六年三月九日
橋本けいいちと市政を元気にする会	橋本 啓一	橋本 純子	橋本 保男	令和六年三月十九日
日本共産党若林区後援会	佐藤 孝三	佐藤 孝三	水戸部 秀利	令和六年一月二十八日
仙台市薬剤師連盟	北村 哲治	矢尾板和弘	小泉 運治	令和六年三月五日
佐藤剛太後援会	佐藤 俊一	岩沼市中央二一三	岩沼市志賀字大石五番地	令和六年一月一日
佐々木幸士後援会	須貝 賀津雄	佐々木幸士	梅宮 隆志	令和六年三月二十日
櫻井隆後援会	菊地 勇	六戸 一郎	佐藤 忠一	令和五年三月一日
木村哲夫後援会	板垣 義宏	板垣 義宏	大場 侯司	令和六年三月二十三日
加藤けんいちを囲む会	千葉 弘	千葉 弘	佐々木正士	令和五年七月一日
齊藤 勝也	三浦 大輔	梶原 大地		令和五年三月一日
三浦 大輔	梶原 大地			令和五年十一月十日
千葉 弘	佐々木正士			令和五年七月一日
板垣 義宏	大場 侯司			令和六年三月二十三日
六戸 一郎	佐藤 忠一			令和五年三月一日
佐々木幸士	梅宮 隆志			令和六年三月二十日
岩沼市中央二一三	岩沼市志賀字大石五番地			令和六年一月一日
佐藤 玲子	菅井 一郎			令和六年三月五日
水戸部 秀利	小泉 運治			令和六年一月二十八日
橋本 保男	橋本 保男			令和六年三月十九日
佐藤 虎一	佐藤 虎一			令和六年三月九日
堀籠 俊郎	堀籠 俊郎			令和六年三月九日
佐藤 等	佐藤 等			令和六年三月九日
天野 愷信	中鉢 強			令和六年一月二十二日
三 明 堅	乳井 昭道			令和六年一月二十二日
堀籠 浩幸	佐藤 等			令和六年三月九日
中川 和弘	堀籠 俊郎			令和六年三月九日
福 田 陽輔	仙台市泉区西中山二一八			令和六年三月十一日
横 田 隆雄	横 田 隆雄			令和六年三月九日
橋本 純子	橋本 保男			令和六年三月十九日
佐藤 孝三	水戸部 秀利			令和六年一月二十八日
矢尾板和弘	小泉 運治			令和六年三月五日
岩沼市志賀字大石五番地	菅井 一郎			令和六年三月五日
菅井 一郎	小泉 運治			令和六年三月五日
梅宮 隆志	小泉 運治			令和六年三月五日
佐藤 忠一	小泉 運治			令和六年三月五日
大場 侯司	小泉 運治			令和六年三月五日
佐藤 忠一	小泉 運治			令和六年三月五日
佐藤 忠一	小泉 運治			令和六年三月五日
佐藤 忠一	小泉 運治			令和六年三月五日

山口荘一郎を囲む会	鈴木 謙一	横江 勇輝	浅野 高浩	令和五年十月二十七日
山本すすむ後援会	山本 吉子	山本 吉子	山本 進	令和六年二月十六日
よしのり友の会	佐藤 智男	佐藤 智男	大沼 耕一	令和六年二月二十八日
わたなべ清美後援会	黒田登喜男	黒田登喜男	佐藤 修司	令和六年三月一日
宮選管告示第四十五号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。				
令和六年四月十九日				
宮城県選挙管理委員会				
委員長 櫻 井 正 人				
(一) 政党の支部				
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		
自由民主党宮城県クリンセンター支部	大場 一豊	令和六年二月二十九日		
自由民主党宮城県仙台市泉区第四支部	庄田 圭佑	令和五年十二月三十一日		
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)				
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		
浅田おさむ後援会	富永 邦夫	令和四年三月三十一日		
浅田おさむサポートクラブ	主藤 久義	令和四年三月三十一日		
浅野雅幸後援会	浅野 雅幸	令和六年三月二十九日		
遠藤裕一後援会	遠藤 裕一	令和六年二月二十九日		
小野寺修後援会	小野寺 修	令和五年十二月三十一日		
梶山ひろかず後援会	梶山 浩一	令和五年八月三十一日		
かつぬま栄明後援会	佐藤幸太郎	令和五年十二月三十一日		
桜井正人後援会	鈴木 良昭	令和五年十二月三十一日		
佐々木哲男後援会	瀬野尾廣治	令和六年三月二十日		
佐藤英治後援会	佐藤 英治	令和五年十二月三十一日		

佐藤かじのぶ後援会 相沢惣之丞 令和五年十二月三十一日
 佐藤まさひろ後援会 木皿 善郎 令和五年十二月三十一日
 春の会 春藤沙弥香 令和三年十二月三十一日

菅原ひろのり後援会 佐藤 裕人 令和六年二月二十九日

仙台の未来を考える会 佐藤万里子 令和六年二月二十九日

丹野まさよし後援会(丹野まさよしとがんばり隊) 大友 修一 令和六年二月十二日
 内藤隆司後援会 近江 寿 令和五年十二月三十一日

なとりグローバルネットワーク未来 及川 秀一 令和六年二月一日

星陽介を応援する会 星 陽介 令和五年十二月三十日

まはた善次後援会 三明 堅 令和六年一月二十二日

宮城総合政策研究所 中村 好美 令和四年九月三十日

森山ゆきてる後援会 川下 文彦 令和四年五月三十一日

山本すすむ後援会 山本 吉子 令和六年二月十六日

夢、創造の会 森山 行輝 令和四年五月三十一日

渡辺みきお育てる会 相澤 光夫 令和五年九月十日

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

まはた善次後援会

報告年月日 6. 1. 25 (6. 1. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ

の要旨を次のとおり公表する。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

まはた善次後援会

報告年月日 6. 1. 25 (6. 1. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

小野寺修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小野寺 修

資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員

報告年月日 6. 3. 13 (5. 12. 31解散)

1 収入総額 24,385

前年繰越額 24,385

2 支出総額 0

夢、創造の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 森山 行輝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員

報告年月日 6. 3. 6 (4. 5. 31解散)

1 収入総額 0

<p>2 支出総額</p> <p>(その他の政治団体)</p>	<p>0</p>	<p>○宮城県告示第四十九号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その趣旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和六年四月十九日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人</p>
<p>浅田おさむ後援会</p> <p>報告年月日 6. 3. 8 (4. 3. 31解散)</p>	<p>50,000</p>	<p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p>
<p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p>	<p>50,000</p>	<p>(政党的支部)</p> <p>自由民主党宮城県クリーンセンター支部</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>50,000</p>	<p>報告年月日 6. 3. 8 (6. 2. 29解散)</p>
<p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>人件費</p> <p>事務所費</p>	<p>50,000</p> <p>30,000</p> <p>20,000</p>	<p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p>
<p>浅田おさむサポートクラブ</p> <p>報告年月日 6. 3. 8 (4. 3. 31解散)</p>	<p>40,000</p>	<p>2 支出総額</p>
<p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p>	<p>40,000</p>	<p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費</p> <p>寄附・交付金</p> <p>その他の経費</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>40,000</p>	<p>自由民主党宮城県仙台市泉区第四支部</p>
<p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>人件費</p>	<p>40,000</p> <p>40,000</p>	<p>報告年月日 6. 3. 27 (5. 12. 31解散)</p>
<p>まはた善次後援会</p> <p>報告年月日 6. 1. 25 (6. 1. 22解散)</p>	<p>0</p>	<p>1 収入総額</p> <p>前年繰越額</p> <p>本年収入額</p>
<p>1 収入総額</p>	<p>0</p>	<p>2 支出総額</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附</p> <p>個人分</p> <p>団体分</p>
<p>宮城総合政策研究所</p> <p>報告年月日 6. 3. 14 (4. 9. 30解散)</p>	<p>0</p>	<p>6,157,727</p> <p>877,727</p> <p>5,280,000</p>
<p>1 収入総額</p>	<p>0</p>	<p>6,157,727</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	<p>5,280,000</p>
<p>森山ゆきてる後援会</p> <p>報告年月日 6. 3. 6 (4. 5. 31解散)</p>	<p>0</p>	<p>5,280,000</p>
<p>1 収入総額</p>	<p>0</p>	<p>4,590,000</p>
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	<p>490,000</p>

政治団体分		200,000	
4 支出の内訳			
経常経費	1,579,491		
光熱水費	3,575		
備品・消耗品費	59,987		
事務所費	1,515,929		
政治活動費	4,578,236		
組織活動費	1,028,400		
機関紙誌の発行その他の事業費	49,800		
宣伝事業費	49,800		
寄附・交付金	3,500,036		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
庄田 圭佑	3,000,000	仙台市泉区	
橋本 久仁子	1,500,000	仙台市若林区	
年間五万円以下のもの	90,000		
〔団体分〕			
株式会社 ジー・アイ・ピー	100,000	仙台市青葉区	
株式会社 後藤工業	200,000	仙台市宮城野区	
東洋ワーケングループ 株式会社	100,000	仙台市青葉区	
年間五万円以下のもの	90,000		
〔政治団体分〕			
自由民主党宮城県第二選挙区支部	200,000	仙台市泉区	
(資金管理団体)			
小野寺修後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 小野寺 修			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員			
報告年月日 6. 3. 13 (5. 12. 31解散)			
1 収入総額	24,385		
前年繰越額	24,385		
2 支出総額	0		
山本すすむ後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 山本 進			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員			
報告年月日 6. 2. 16 (6. 2. 16解散)			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
(その他の政治団体)			
浅野雅幸後援会			
報告年月日 6. 1. 6 (6. 3. 29解散)			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
遠藤裕一後援会			
報告年月日 6. 2. 29 (6. 2. 29解散)			
1 収入総額	60,000		
前年繰越額	31,439		
本年収入額	28,561		
2 支出総額	60,000		
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(1人)	28,561	
4 支出の内訳			
経常経費	60,000		
事務所費	60,000		
梶山ひろかず後援会			
報告年月日 6. 3. 28 (5. 8. 31解散)			
1 収入総額	955,350		
本年収入額	955,350		
2 支出総額	955,350		
3 本年収入の内訳			
寄附	955,350		
個人分	955,350		
4 支出の内訳			

報 告 書 公 報 城 野 市

政治活動費	955,350	機関紙誌の発行その他の事業費	39,369
機関紙誌の発行その他の事業費	955,350	機関紙誌の発行事業費	11,470
宣伝事業費	955,350	宣伝事業費	27,899
5 寄附の内訳		5 寄附の内訳	
〔個人分〕		〔個人分〕	
梶山 浩一	955,350	年間五万円以下のもの	40,000
かつぬま栄明後援会		佐藤かじのぶ後援会	
報告年月日 6. 3. 11 (5. 12. 31解散)		報告年月日 6. 3. 4 (5. 12. 31解散)	
1 収入総額	3,498	1 収入総額	0
前年繰越額	3,498	2 支出総額	0
2 支出総額	0	佐藤まさひろ後援会	
桜井正人後援会		報告年月日 6. 2. 8 (5. 12. 31解散)	
報告年月日 6. 3. 18 (5. 12. 31解散)		1 収入総額	0
1 収入総額	300,000	2 支出総額	0
前年繰越額	300,000	菅原ひろのり後援会	
2 支出総額	0	報告年月日 6. 3. 26 (6. 2. 29解散)	
佐々木哲男後援会		1 収入総額	698,887
報告年月日 6. 3. 25 (6. 3. 20解散)		前年繰越額	698,881
1 収入総額	331,178	本年収入額	6
前年繰越額	331,178	2 支出総額	0
2 支出総額	0	3 本年収入の内訳	
佐藤英治後援会		その他の収入	6
報告年月日 6. 3. 21 (5. 12. 31解散)		一件十万円未満のもの	6
1 収入総額	40,000	4 資産等の内訳	
本年収入額	40,000	〔借入金〕	
2 支出総額	39,369	菅原 裕典	3,100,100
3 本年収入の内訳		仙台の未来を考える会	
寄附	40,000	報告年月日 6. 3. 26 (6. 2. 29解散)	
個人分	40,000	1 収入総額	240,383
4 支出の内訳		前年繰越額	240,381
政治活動費	39,369	本年収入額	2

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
柳沢 剛	衆議院議員		柳沢つよし後援会	令和六年三月一日

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荒川 洋平	荒川洋平後援会	公職の種類	宮城県議会議員	名取市議会議員	令和五年十一月十三日
福田 陽輔	福田ようすけ後援会	主たる事務所所在地	仙台市泉区長命ヶ丘二一四一四	仙台市泉区西中山二一八一四	令和六年三月十一日
村岡 貴子	貴玲舎	公職の種類	宮城県議会議員	仙台市議会議員	令和五年十一月十三日

○宮選管告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体がなくなった旨届出があった。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

法第十九条第三項第二号による届出	資金管理団体の名称	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体がなくなった年月日
小野寺 修	小野寺修後援会	小野寺 修	令和五年十二月三十一日
森山 行輝	夢、創造の会	森山 行輝	令和四年五月三十一日
山本 吉子	山本すすむ後援会	山本 吉子	令和六年二月十六日

○宮選管告示第五十四号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

安部周治後援会

安部 周治

宇佐美 研

遠田郡涌谷町涌谷字見龍寺浦二

岩沼の未来をつくる会

高橋 光孝

大村 晃一

岩沼市志賀字鋼谷三七

熊谷義彦政研究会

熊谷 義彦

高橋 勝男

栗原市築館業師台四一〇

熊谷義彦後援会

門傳 仁

高橋 勝男

栗原市築館業師台四一〇

笹森なみ後援会

鹿又 輝男

阿部 勝男

名取市手倉田字山二六七一―二

狭山むつ子後援会

狭山むつ子

狭山むつ子

柴田郡村田町大字村田字七小路八七一―一

東北未来フォーラム

磐下 英二

磐下 英二

仙台市青葉区荒巻本沢三一二〇―二九

平井たかあき後援会

平井 隆章

坂根 守

亶理郡山元町つばめの杜四一三三一五

ふじたとしひこ後援会

工藤 久之

藤田 利彦

石巻市渡波字黄金浜一〇九一三

藤田利彦と未来の石巻を考える会

藤田 利彦

鈴木 安夫

石巻市渡波字黄金浜一〇九一三

八木しみ子後援会

八木しみ子

佐藤慶二郎

登米市豊里町横町三二一

やしろ美香応援団

高橋 清文

屋代 公子

仙台市青葉区二日町七―三二一

○宮選管告示第五十五号

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第八十九条の規定により各候補者から提出のあった令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書について、訂正の届出があったので、令和六年宮選管告示第三十九号の一部を次のとおり改める。

令和六年四月十九日

候補者荒川洋平の第一回報告分の収支報告書の要旨の
3 報告書の要旨の期間中

「9月11日から」を「8月10日から」に改める。

3 報告書の要旨の収入中

「立憲民主党宮城県総支部連合会代表安住淳 政党支部 1,200,000」を加え

「その他の収入 600,000」を「その他の収入 ー」に

「今回計 600,000」を「今回計 1,200,000」に

「総計 600,000」を「総計 1,200,000」に改める。

候補者荒川洋平の第二回報告分の収支報告書の要旨の

3 報告書の要旨の収入中

「前回計 600,000」を「前回計 1,200,000」に

「総計 600,000」を「総計 1,200,000」に改める。

○宮選管告示第五十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二ネクサスコート仙台台東の項中「ネクサスコート仙台台東」を「SOMPPOケアラヴィーレレ

台東」に改める。

別表第二ネクサスコート愛宕の項中「ネクサスコート愛宕」を「SOMPPOケアラヴィーレレジ

ンス愛宕」に改める。

別表第二ネクサスコート泉中央の項中「ネクサスコート泉中央」を「SOMPPOケアラヴィーレレ

ジデンス泉中央」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月十九日から施行する。